

郡山市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

平成 27 年 1 月 16 日制定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 12 月 19 日一部改正
[学校教育部学校教育推進課]

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条の趣旨を踏まえ、郡山市におけるいじめ防止等に関係する機関及び団体が、それぞれの機能を生かして連携し、いじめの未然防止等の基本的な方針や、講じるべき対策等を総合的かつ効果的に推進するため、郡山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) セーフコミュニティの取り組みの一環として、郡山市いじめ防止基本方針について関係機関の共通理解を図り、PDCA サイクルを生かしたいじめ問題への取り組みを推進すること。
- (2) いじめ問題の解決、再発防止等に向けた関係機関の迅速な連携、連絡調整のあり方や、機能を生かした役割等について検討すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織及び運営)

第 3 条 協議会の構成機関は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の会長は、郡山市教育委員会教育長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会は原則として年 2 回以上開催するものとする。

(意見の聴取)

第 4 条 協議会は、必要があると認めるときは、構成機関以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(いじめ防止対策委員会)

第 5 条 重大ないじめ等が発生した場合に、具体的な支援内容を検討すること等を目的として、別表に掲げる関係機関のうち、当該事案に対応するため必要な機関の実務担当者及び当該事案の対応等について見識を有する者により、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 事実関係を明確にするための調査
 - (2) いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援に関する事項
 - (3) いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する情報提供及び支援に関する事項
 - (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(秘密の保持)

第 6 条 協議会及び委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 7 条 協議会及び委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

分野等	関係機関等	
警察	福島県郡山警察署生活安全課	
	福島県郡山北警察署生活安全課	
福祉	福島県県中児童相談所	
	郡山地区保護司会	
	郡山市こども部こども支援課こども家庭相談センター	
医療	一般社団法人郡山医師会	
公衆衛生	郡山市保健福祉部保健所	
法律	福島県弁護士会郡山支部	
	福島地方法務局郡山支局	
教育	学校	郡山市小学校長会
		郡山市小学校長会生徒指導部会
		郡山市中学校長会
		郡山市中学校長会生徒指導部会
	保護者等	郡山市 P T A 連合会
	教育委員会	郡山市教育委員会教育長
		郡山市教育委員会学校教育部学校管理課
		郡山市教育委員会学校教育部学校教育推進課
		郡山市教育委員会教育研修センター
		郡山市総合教育支援センター